

「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」の成立に伴う農政水産部の対応について

1 法律の主な概要

(1) 目的 (第 1 条)

- ・国民的資産である琵琶湖を健全で恵み豊かな湖として保全及び再生を図る

(2) 基本方針 (第 2 条)

- ・主務大臣は、琵琶湖の保全及び再生に関し実施すべき施策を推進するため、琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針を策定

(3) 琵琶湖保全再生計画 (第 3 条)

- 滋賀県は、基本方針を勘案し、琵琶湖保全再生施策に関する計画を策定
- 琵琶湖再生保全計画において定める、琵琶湖の保全及び再生のための事項
 - ・水質の汚濁の防止及び改善に関する事項
 - ・水源の涵養に関する事項
 - ・生態系の保全及び再生に関する事項
 - ・景観の整備及び保全に関する事項
 - ・農林水産業、観光、交通その他の産業の振興に関する事項

(4) 国による支援 (第 4 条～第 6 条)

- ・財政上の措置
- ・地方債についての配慮
- ・資金の確保等

(5) 国及び関係地方公共団体が講ずべき措置 (第 9 条～第 23 条)

- ⑨調査研究等 (琵琶湖の自然環境に関する調査) ⑩水質汚濁防止のための措置等 (農業集落排水施設、農業用排水施設等の整備、管理) ⑪森林の整備、保全等
- ⑫湖辺の自然環境の保全、再生 (ヨシ群落、内湖等の保全、再生) ⑬外来動植物による被害の防止 (オカザス、オハナズキヤイ等外来動植物の防除) ⑭カワウによる被害防止等
- ⑮水草の除去等 (水草除去、湖底の耕耘・砂地造成、水産動物の種苗放流等) ⑯水産資源の適切な保存、管理等 (水産動物の種苗放流、漁場の整備・保全、河川における魚道整備等)
- ⑰環境に配慮した農業の普及その他琵琶湖の環境と調和のとれた産業の振興 (多様な生物を育む水田の整備等) ⑱エコツーリズムの推進等 ⑲湖上交通の活性化
- ⑳景観の整備、保全 ㉑教育の充実等 (農業体験、魚を学ぶ体験学習等)
- ㉒多様な主体の協働 ㉓資料の作成、公表

2 農政水産部の対応方針

- 琵琶湖漁業の振興や環境こだわり農業の推進など、農業・水産業振興施策を通じて琵琶湖の保全及び再生に貢献できるよう積極的に取り組む。
- 今後、県が策定する「琵琶湖保全再生計画」の検討に当たっては、農政水産部としては、現在策定中の(仮称)滋賀県農業・水産業基本計画の内容も踏まえながら、その具体的な内容について検討していく。